

東濃西部広域行政事務組合訓令第2号

(平成20年2月19日制定)

東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例施行規則(平成20年規則第1号。以下「規則」という。)第6条の規定による貸付けの決定等に係る審査を行うため、東濃地域医師確保奨学資金等選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、管理者の求めに応じて、東濃地域医師確保奨学資金等(以下「奨学資金等」という。)の貸付けの決定等に係る審査を行い、その結果を管理者に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 東濃西部広域行政事務組合参事

(2) 東濃保健所長

(3) 多治見市、土岐市、中津川市及び恵那市の医療担当部長又は病院担当事務部長

(4) 瑞浪市の医療担当部長

(5) 東濃厚生病院事務局長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、東濃西部広域行政事務組合参事をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その会務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、東濃西部広域行政事務組合事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。